

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ税理士法人

2022 年 11 月 30 日号

消費税インボイス制度とペーパーレス化の最新情報 ～令和 4 年度税制改正を踏まえて～

Executive Summary

- 令和 3 年 10 月 1 日より、適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始された
- 新制度に関する税制改正の影響は多岐にわたるため、改正内容を正しく理解する必要がある。インボイス制度のもとでは、適正な税額計算の基礎となる適正な会計データを維持し、税法の要件を充足する請求書の交付・保存や、仕入税額控除の要件を満たす一定の帳簿や適格請求書の保存が必要となる
- 令和 3 年の電子帳簿保存法の改正や官民連携で取り組んでいる電子インボイスの仕様標準化を見据え、リモートワークを基本とした業務体制の中での業務効率化及び業務負担の軽減やコストの削減を目標とし、新制度対応に向けたオペレーションの構築が重要となる
- 令和 4 年税制改正では、インボイス制度については重要な改正はないものの、免税事業者に対し適格請求書発行事業者への登録時期の柔軟化が図られている

本ニュースレターでは、消費税に焦点をあて、「適格請求書等保存方式」の主な内容を解説するとともに、消費税法対応に係るペーパーレス化につき検討が必要となる事項等について解説する。

適格請求書等保存方式

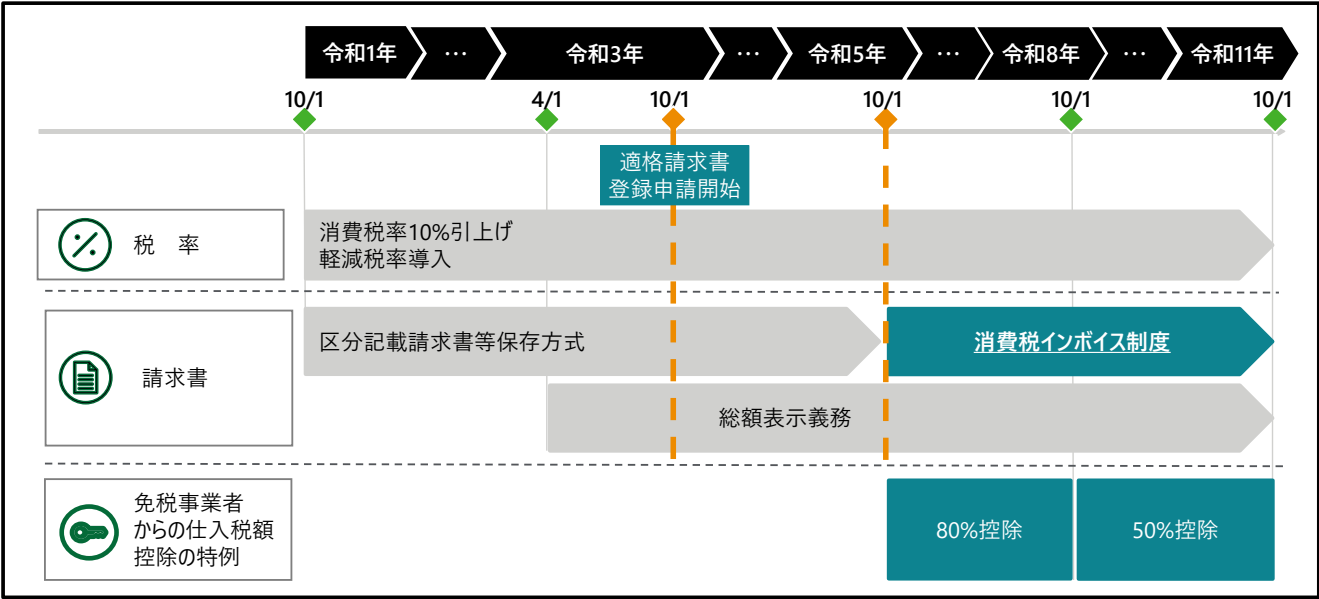
令和 3 年 10 月 1 日より、適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始された。令和 5 年 10 月 1 日より施行される適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」、又は「新制度」）のもと、同日より適格請求書を交付する事業者（課税事業者に限られる）は、一定の期限までに適格請求書発行事業者の登録申請が必要となる。

新制度導入後、適格請求書を交付しない場合には、取引先において仕入税額控除の適用を受けられないという問題が生じることとなる。現在免税事業者である事業者を含め各事業者においては、それぞれの業種業態や適格請求書発行事業者となることによるメリット、適格請求書の発行等に伴い生ずる費用等を鑑み、適格請求書発行事業者の登録の必要性について検討した上で申請期日までに登録申請を行う必要がある。

1. 適格請求書等保存方式

(1) 適格請求書等保存方式の概要と今後のスケジュール

令和 5 年 10 月 1 日から適用されるインボイス制度は、売手側に一定の要件を満たす適格請求書又は適格簡易請求書等の発行を義務付け、買手側の仕入税額控除はその適格請求書等の保存を要件とする制度である。新制度適用日から適格請求書等を発行するためには、原則 令和 3 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に登録申請書を所轄税務署へ提出する必要がある。令和 5 年 10 月 1 日以降、免税事業者からの課税仕入れについては仕入税額控除の適用が制限されることとなるが、経過措置として、令和 8 年 9 月 30 日までに行われた課税仕入れについては消費税相当額の 80%（その後 3 年間の令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までは 50%）の額を基に仕入税額控除が可能である。



(2) インボイス制度への移行に係る主な論点

インボイス制度では、仕入税額控除の要件として保存すべき適格請求書の発行に登録番号制度を導入することにより、登録を受けない免税事業者等からの仕入取引に係る仕入税額控除が制限されることが大きなポイントとなる。現在施行されている区分記載請求書等保存方式とインボイス制度の主な変更点は次のとおりである。

	区分記載請求書等保存方式 (令和 1 年 10 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日)	適格請求書等保存方式 (令和 5 年 10 月 1 日～)
税率	■ 10%の標準税率 ■ 8%の軽減税率	変更なし
税額の計算方法	【売上税額】 原則：税率ごとの取引総額からの割戻し計算 特例：請求書の税額の積上げ計算 【仕入税額】 原則：税率ごとの取引総額からの割戻し計算 特例：請求書の税額の積上げ計算	【売上税額】 変更なし 【仕入税額】 原則：適格請求書の税額の積上げ計算 特例：税率ごとの取引総額からの割戻し計算 ※売上税額計算で積上げ計算方法（特例）を選択した場合には、仕入税額計算では割戻し計算方法の適用は不可
請求書等の発行義務 (売手側)	■ 請求書等の交付義務なし ■ 免税事業者も発行可	■ 適格請求書の交付・保存義務あり（電磁的記録（いわゆる電子インボイス）の提供も可）

		■ 適格請求書発行事業者の登録番号制度が導入され免税事業者は適格請求書等の発行不可 ■ 適格請求書類等書類等の交付禁止及び罰則規定あり
仕入税額控除の要件 (仕入側)	■ 帳簿及び請求書等の保存が要件 ■ 免税事業者からの仕入税額控除可	■ 帳簿及び適格請求書等の保存が要件 ■ 免税事業者からの仕入税額控除不可（令和 11 年 9 月末までは免税事業者からの仕入税額控除の特例あり）

1) インボイス制度のもとでの税額計算

① 売上税額の計算方法

消費税の確定申告における売上税額の計算方法については、現行と同様に課税期間中の課税標準である金額の合計額（税率の異なるごとに区分した税込価額の合計額に 100/110（軽減税率の対象となる場合は 100/108）を乗じた金額）に適用税率を乗じて計算する方法（割戻し計算）を原則とし（新消法 45①一、二）、特例として、課税資産の譲渡等について交付した適格請求書又は適格簡易請求書の写しを保存している場合（適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を保存している場合を含む）（以下「適格請求書等」）には、適格請求書等に記載した金額を基礎として計算する方法（積上げ計算）とすることができることとしている（新消法 45⑤、新消令 62）。この場合、取引先ごと又は事業ごとに割戻し計算と積上げ計算を併用することも認められている（「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達（以下「インボイス通達」）3-13）。

② 仕入税額の計算方法

消費税の確定申告における仕入控除税額算定の基礎となる「課税仕入れに係る消費税額」の計算に当たっては、売上税額と仕入税額の計算方法の違いを利用した納付税額の有利計算（納付税額の軽減）を排除する観点から、原則積上げ計算によるものとし、売上税額の計算において積上げ計算（新消法 45⑤）の適用を受けない事業者に関し、その課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額（税込対価の額）の合計額から割戻し計算する方法を例外として認めることとしている。

■ 積上げ計算

仕入れ税額の計算は原則積上げ計算とされる。以下に記載する「請求書等積上げ計算」と「帳簿積上げ計算」の併用が認められている。

➤ 請求書等積上げ計算（新消法 30①、新消令 46①、インボイス通達 4-3）

交付された適格請求書等の請求書等に記載された消費税額等を積み上げて計算する。消費税等の記載がない適格簡易請求書や帳簿の保存だけで仕入税額控除が認められる課税仕入れについては、課税仕入れに係る支払対価の額を基礎として消費税額等を算出し積上げ計算を適用することが認められている（国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q & A（令和 4 年 11 月改訂版）（以下「Q&A」）問 110）。

➤ 帳簿積上げ計算（新消法 30①、新消令 46②、インボイス通達 4-3 及び 4-4）

課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額（税込対価の額）に 10/110（軽減税率の対象となる場合には、8/108）を乗じて算出した金額（1 円未満の端数が生じる場合には端数を切捨て又は四捨五入する）を仮払消費税額等として帳簿に記載している場合には、その金額の合計額を基に計算する。

■ 割戻し計算（新消法 30①、新消令 46③）

課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額（税込対価の額）を税率ごとに合計した金額にそれぞれの税率を乗じて課税仕入れに係る消費税額を計算することも認められている。ただし、仕入税額を割戻し計算することができるのは、売上税額を割戻し計算する場合に限られる。

2) 適格請求書の発行義務

新制度では、適格請求書発行事業者の登録を受けようとする課税事業者は、一定の事項を記載した申請書（「登録申請書」）を所轄税務署に提出しなければならない（新消法 57 の 2①及び②）。所轄税務署長より登録の承認通知を受領した事業者は、登録日以後に行った課税資産の譲渡等については一定の事項を記載した適格請求書等の交付義務が生じる（新消法 57 の 2 ①③及び⑦、新消法 57 の 4、インボイス通達 2-4）。また、交付した適格

請求書等の写しは交付した日の属する課税期間の法定申告期限の翌日から7年間保存する必要がある（新消令70の13①）。

【区分記載請求書、適格請求書及び簡易適格請求書の記載内容の比較】

令和元年10月1日～令和5年9月30日 【区分記載請求書】	令和5年10月1日～ 【適格請求書】	令和5年10月1日～ 【適格簡易請求書】
請求書 5 ●●御中 ●●株 1 ご請求金額 11月分 10,840円（税込） 内訳 2 11/1 3 飲食料品※ 2,160円 11/7 飲食料品※ 6,480円 11/14 雑貨 550円 11/21 雑貨 1,650円 4 合計 10,840円 (10%対象 2,200円) (8%対象 8,640円) 注）※印は軽減税率(8%)適用商品	請求書 5 ●●御中 ●●株 1 ご請求金額 11月分 10,000円（税抜） 内訳 2 11/1 3 飲食料品※ 2,000円 11/7 飲食料品※ 6,000円 11/14 雑貨 500円 11/21 雑貨 1,500円 4 合計 10,840円、消費税 840円 (10%対象 2,000円) 6 消費税 200円 (8%対象 8,000円) 消費税 640円 注）※印は軽減税率(8%)適用商品 登録番号××× 1	請求書 5 ●●株 1 ご請求金額 11月分 10,840円（税込） 内訳 2 11/1 3 飲食料品※ 2,160円 11/7 飲食料品※ 6,480円 11/14 雑貨 550円 11/21 雑貨 1,650円 4 合計 10,840円 10%対象 2,200円 6 内、消費税 200円 8%対象 8,640円 内、消費税 640円 注）※印は軽減税率(8%)適用商品 登録番号××× 1
記載内容 1 請求書発行者の氏名又は名称 2 課税売上を行った年月日 3 取引の内容 (軽減対象課税資産の譲渡等である旨) 4 税率の異なるごとに合計した対価の額 (税込対価の額) 5 請求書受領者の氏名又は名称	記載内容 1 請求書発行者の氏名又は名称 適格請求書発行事業者の登録番号 2 課税売上を行った年月日 3 取引の内容 (軽減対象課税資産の譲渡等である旨) 4 税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した額（税抜又は税込） 及び適用税率 5 請求書受領者の氏名又は名称 6 税率ごとに区分した消費税額等	記載内容 1 請求書発行者の氏名又は名称 適格請求書発行事業者の登録番号 2 課税売上を行った取引年月日 3 取引の内容 (軽減対象課税資産の譲渡等である旨) 4 税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した額（税抜又は税込） 5 省略可能 6 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

注）適格請求書等に記載すべき消費税額等の端数処理は、一の請求書等につき税率の異なるごとに1回となる（税率ごとに合計した税抜又は税込対価の額に税率を乗じて消費税額を算出）。

3) 仕入税額控除の要件

消費税創設以来、免税事業者からの課税仕入れであっても課税仕入れに係る支払対価の額に含まれる消費税相当額については仕入税額控除が認められていた。しかしながら、新制度のもとでは、適格請求書発行事業者以外の事業者からの課税仕入れについては仕入税額控除の適用が認められないこととなる（新制度施行日以後6年間の経過措置あり）。

また、新制度のもとでも引き続き仕入税額控除の要件として、一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書等の7年間の保存が義務付けられている。適格請求書等の一定の記載事項は上述のとおりであるが、帳簿の記載事項については基本的には現行制度からの変更はない。

しかしながら、現行制度上課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満である取引等一定の取引については、一定の事項を記載した帳簿の保存のみをもって（請求書の保存は不要）仕入税額控除が可能であるが、インボイス制度のもとでは、帳簿の保存のみを仕入税額控除の要件とする取引について抜本的な見直しが行われており、公共交通機関の運送料等一定の場合を除き3万円未満である少額取引を理由とすることは認められないこととなった（消法30⑦、消令49①、新消法30⑦、新消令49①、新消令70の9、新消規15の4、新消規26の6、Q&A問92から問96及び問98）。その場合通常の帳簿記載事項の要件（以下①から④）に加え、一定の事項（以下⑤及び⑥）の記載が必要となる（新消法30⑦⑧、新消令49①、新消規15の4、Q&A問98）。

【帳簿の保存のみを仕入税額控除の要件とする取引についての帳簿記載事項】。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）

- ④ 対価の額
- ⑤ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地（国税庁長官が指定する者に係るものである場合は記載不要）
- ⑥ 特例の対象となる旨

また、現行制度上、仕入先から請求書等を「電子取引」によるデータのみ受領している場合には、当該電子データ以外の保存が行えない状況となるが、これは、請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由がある場合に該当するものと考えられる。この場合、通常の帳簿記載事項に加え、その「やむを得ない理由」及び「課税仕入れの相手方の住所等（国税庁長官が指定する者を除く）」を記載することで仕入税額控除の要件を満たすこととされている（消法 30⑦、消令 49①二、消基通 11-6-3 及び 11-6-4）。一方、インボイス制度のもとでは、適格請求書に代えて一定の電子インボイスを提供することができることが明確化されている（新消法 57 の 4⑤）。更に、仕入税額控除の要件となる適格請求書等の保存については、一定の電子インボイスの保存も含まれる（新消法 30⑦及び⑨）。したがって、電子インボイスに係る課税仕入れにつき仕入税額控除を適用する場合であっても、通常の記載事項の要件を満たした帳簿と電子インボイスの保存が仕入税額控除の要件となる（電子インボイスの保存方法については次章 2.(2)2) の「適格請求書等を電磁的記録（電子インボイス）で受領し、電磁的に保存する場合（電帳規 4 条）」を参照）

なお、デジタル庁及び電子インボイス推進協議会の主導により電子インボイスの日本国内における標準フォーマットの開発が行われている。国際規格である Peppol（ペポル）に準拠したものを標準仕様とすることで、低コストな運用とグローバルな取引に対応することを目的としており、日本におけるペポルの管理局（Peppol Authority）はデジタル庁となっている。令和 4 年 1 月 14 日にデジタル庁ウェブサイト内に標準仕様である電子インボイスの概要ややり取りに関する FAQ¹が公開された。Peppol ネットワークにアクセスしてインボイスデータをやり取りする仕組みであることや、Peppol の仕組み内にインボイスを保管する機能はないことから、自社で受領したインボイスデータの保管が必要となることなどが記載されており、今後も随時アップデートされる予定である。

(3) 新制度導入に向けた検討事項

インボイス制度の導入の影響は、請求書の様式をはじめとした経理事務や税務申告関連業務のみならず、取引先との価格交渉などのコンプライアンスといった法務分野の検討事項を含め多岐にわたることが予想される。したがって、新制度による改正内容を正しく理解し、その影響を把握することが重要となる。

例えば、多数の小規模事業者を仕入先に持つ事業者は、適格請求書発行事業者とならない仕入先が生じた場合には、仕入税額控除額の減少によりコストの増加が見込まれる。このことから、キャッシュフローへの影響も事前に把握する必要があるであろう。そのためには、事前にそれぞれの仕入先の適格請求書発行事業者への登録状況を確認する必要がある。

新制度への対応は経理部門のみで対応することは難しく、他の関係部門と連携し対応していくことがポイントとなる。また、一般的な新型コロナウイルス感染症の状況下リモートワークを基本とした業務体制への移行の中で、業務効率化が実現できるようなオペレーションの仕組みを構築することも重要となる。

さらに、これらの規制上のアップデートに加えて、新制度がシステム面にも与える影響も考慮する必要がある。

現在のところ、新制度開始まで約 1 年間の準備期間が残されているが、新制度導入による影響は広範囲にわたり、多数の検討事項が生じることが予想されている。また、新たなシステム・運用体制の構築が必要となるため、その準備に要する時間も相当な量になるケースも想定される。事業者においては、十分な時間の余裕をもって準備を進めることが必要であろう。

新制度の導入の中で問題となっている事項について、幾つかの事例を紹介する。

1) 適格請求書の端数処理

適格請求書に記載する消費税額等の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに 1 回の端数処理とされている（インボイス通達 3-12）。したがって、一の適格請求書において、記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し 1 円未満の端数処理をした上で、その合計額を消費税額等として記載することは認められないとされている（Q&A 問 48）。なお、現行制度においても、適格請求書等保存方式開始までの期間に係る経過措置として、課税標準額に対する消費税額の計算の特例²で認められているのは領収単位での端数処理である。

1よくある質問：Peppol BIS Billing JP について（概要）（デジタル庁ウェブサイト）

よくある質問：Peppol ネットワークでの電子インボイスのやり取りについて（概要）（デジタル庁ウェブサイト）

2 No.6383 課税標準額に対する消費税額の計算の特例（国税庁タックスアンサー：国税庁ウェブサイト）

各事業者においては、現在交付している請求書が適格請求書単位での端数処理の要件を満たしているかどうか確認する必要がある。

2) 適格請求書発行事業者の識別

適格請求書発行事業者以外からの課税仕入れについては、インボイス制度開始後 6 年間の経過措置を経て仕入税額控除が認められないこととなるため、各仕入先が適格請求書発行事業者が否かを識別することが必要となる。

「適格請求書発行事業者登録簿」に登録された適格請求書発行事業者に関する一定の事項（適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号等）は、インターネットを通じて国税庁のウェブサイトで公表される。国税庁の「適格請求書発行事業者登録簿」の公表サイトには、「Web-API」の機能を設けられ、インターネットを介して「公表サイト」からデータ（CSV、XML、JSON）をタイムリーに取得できることが想定されている。

各事業者においては、「公表サイト」に設定される各種機能を使用することにより仕入先の登録状況の確認や、システム上のマスタ登録に係る事務負担が大幅に軽減される可能性もあるため、「公表サイト」を活用した運用体制を構築することが望ましい。

なお、公表サイトにおけるシステム間連携のための WEB-API 機能やダウンロード機能の仕様については、国税庁ウェブサイト「[インボイス制度特設サイト](#)」で公開されている。

3) 適格請求書発行事業者以外の事業者等からの仕入税額控除の計算

適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る仕入税額控除制度の適用については、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までには一定の金額（仕入税額相当額の 80% 又は 50%）を消費税額とみなして仕入税額控除を認める経過措置（以下「経過措置」）が設けられている（平成 28 年改正法附則 52①及び 53①）。

課税仕入れに係る消費税額とみなされる金額は、事業者が選択したその課税期間の課税仕入れに係る消費税額の計算方法（積上げ計算又は割戻し計算）に応じ、それぞれ次の方法により計算することになると考えられる（平成 30 年消令附則 22）。ここで注意が必要なのは、消費税額とみなされた金額のうち控除できない 20% 又は 50% 相当額は、控除対象外消費税額ではなく、本体価格となることである。

適格請求書発行事業者以外の者から取得する償却資産や原価計算の基礎となる原材料等の課税仕入れがある場合、控除できない 20% 又は 50% 相当額も含めてその本体価格に係る勘定科目で会計処理することが難しいケースも想定される。その場合には、会計データが連携される他のシステム（固定資産台帳や原価計算システム等）への影響も考慮の上、適正な会計データを維持し、税務上正しい課税所得の計算ができるよう対策を講じる必要がある³。

【令和 5 年 10 月 1 日以降の適格請求書発行事業者以外の事業者等からの仕入税額の計算方法】

適格請求書発行事業者以外からの仕入税額（新消令 46、平成 28 年改正法附則 52①及び 53①）	
原則	【積上げ計算（請求書等積上げ計算・帳簿積上げ計算）】 ■ 標準税率対象：支払対価×7.8/110×80%（令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日は、支払対価×7.8/110×50%） ■ 軽減税率対象：支払対価× 6.24/108×80%（令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日は、支払対価×6.24/108×50%） 課税仕入れを行った都度、課税仕入れに係る消費税額とみなされる金額（課税仕入れに係る支払対価の額に 7.8/110（軽減税率対象となる場合は 6.24/108）に 80%（令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日は 50%）を乗じた金額）
特例	【割戻し計算】 課税仕入れに係る支払対価の額を合計した金額に 7.8/110（軽減税率対象となる場合は 6.24/108）を乗じた金額の 80%（令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日は 50%）を算出し、その金額に端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てる。

3 経過措置適用期間において、免税事業者等からの課税仕入れについて税抜経理方式を適用する場合には、税務上は取引の対価の額と区分される消費税等の額がないため、法人税の課税所得金額の観点から疑問が生じていた。「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて（法令解釈通達）（令和 3 年 2 月 9 日課法 2-6）」において、仮払消費税等の額とは、経過措置の適用により消費税額等とみなされる金額を含め法令の規定により仕入税額控除の対象となる課税仕入れ等に係る消費税額等の合計額であることとし、これと異なる金額で経理をした場合には、その差額をその取引の対価の額に算入して法人税の課税所得金額の計算を行うことが明らかにされている。

4) 外貨建取引

「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q & A」の令和 4 年 4 月改訂版により、外貨建取引につき交付される適格請求書に記載すべき「税率の異なるごとに区分した消費税額等」については、円換算した金額を記載する必要があることが公表されている（Q&A 問 59）。消費税額等の算出に使用する円換算方法は、資産の譲渡等の対価の額の円換算の方法（基通 10-1-7）と同様、所得税又は法人税の課税所得金額の計算において外貨建取引に係る売上金額等を円換算する際の取扱いの例によることとされている。具体的には、以下の 4 つの方法のいずれかの方法により消費税額等を算出することが求められている。なお、インボイスを交付する場面において、法人税等における円換算の方法によることが困難な場合には、決済やインボイスの交付、課税資産の譲渡等の時点のレートを継続的に使用するなど、合理的な方法によることとして差し支えないものとされる予定である。

- ① 税率ごとに区分して合計した対価の額（外貨税抜）を円換算後、消費税額等を算出する方法
- ② 税率ごとに区分して合計した対価の額（外貨税込）を円換算後、消費税額等を算出する方法
- ③ 税率ごとに区分して合計した対価の額（外貨税抜）から計算過程の消費税額等（外貨）を算出後、円換算する方法
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（外貨税込）から計算過程の消費税額等（外貨）を算出後、円換算する方法

なお、「税率の異なるごとに区分した消費税額等」以外の記載事項については、外国語や外貨により記載しても問題がないこととされているが、現在、外貨建取引に係る区分記載請求書には、外貨のみで取引価額や消費税額を記載していることが多いと思われるため留意が必要である。

5) 免税事業者との取引と競争法

消費税の仕組み上、免税事業者が消費税額等を表示して別途消費税相当額を請求することは予定されていないとしている（国税庁「消費税の軽減税率制度に関する Q&A（個別事例編）」問 111）。

一方、インボイス制度開始前後における、免税事業者等との価格の交渉や取引条件の変更については競争法（独占禁止法、下請法）上の規制の対象となる可能性がある。このことから、消費税法以外の関係法令を理解し、慎重な検討と対応が求められる。なお、令和 4 年 1 月に公表された「[免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A について](#)（財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）」では、下請法等の考え方や独占禁止法等において問題となる行為についても言及されている。併せて、下請法等に関する公正取引委員会や中小企業庁等の相談窓口も案内されている。

(4) 令和 4 年度税制改正における改正内容

令和 5 年 10 月 1 日から適用が開始されるインボイス制度における適格請求書発行事業者の登録に関し、免税事業者に対し登録時期の柔軟化が図られている。同改正の適用に当たり事業者免税点制度の不適用規定が設けられ、一定の期間課税事業者として申告義務が課されることとなるため留意が必要である。

1) 免税事業者の適格請求書発行事業者登録時期の柔軟化

令和 5 年 10 月 1 日から導入されるインボイス制度では、企業が顧客に適格請求書を発行する場合には、原則令和 5 年 3 月末までに適格請求書発行事業者となるための申請書を提出する必要がある。消費税の免税事業者が適格請求書を発行しようとする場合には、課税事業者選択届出書を提出することにより課税事業者となった上で、適格請求書発行事業者として登録申請を行う必要がある。当該課税事業者選択届出書を提出した場合には、通常提出した翌事業年度の開始日から課税事業者となるため、免税事業者はその翌事業年度の開始日から適格請求書発行事業者となることができる。

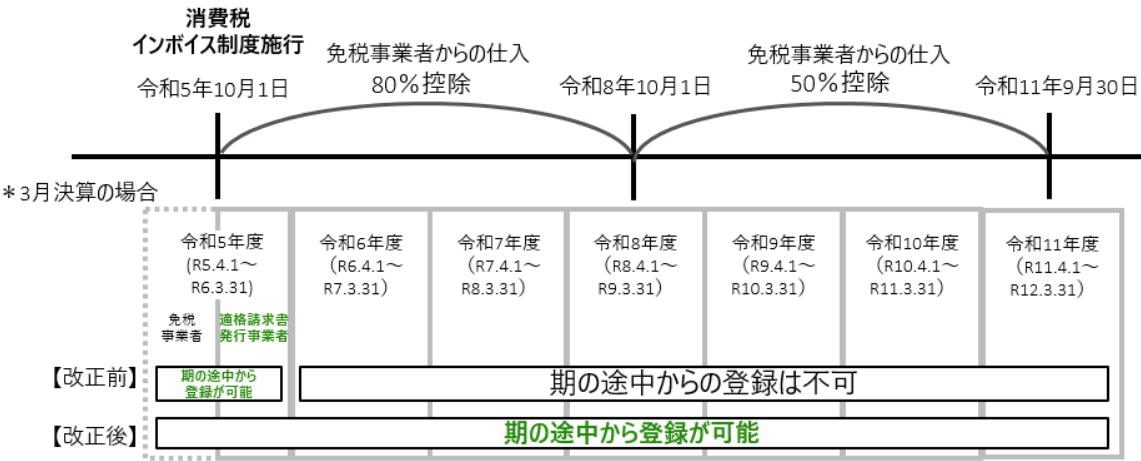
改正前の制度では、免税事業者が令和 5 年 10 月 1 日を含む課税期間に限り、課税事業者選択届出書を提出せずに課税期間の途中で適格請求書発行事業者として登録することができ、その課税期間中の登録日から適格請求書を発行することが認められる経過措置が導入されていた。

令和 4 年度税制改正では、経過措置適用期間が延長され、免税事業者が令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、課税期間の中途からの登録を可能とし、その登録日から適格請求書発行事業者（課税事業者）となることができることとされる。

なお、この取扱いには、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録の必要性を十分に考慮し、柔軟なタイミングで適格請求書発行事業者となれるように配慮したものと考えられる。

	改正前	改正後
令和5年10月1日の属する課税期間における登録	登録日から適格請求書発行事業者となる	登録日から適格請求書発行事業者となる
令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間（上記を除く）における登録	原則として、課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となった日以後の課税期間の初日から適格請求書発行事業者となる	登録日から適格請求書発行事業者となる

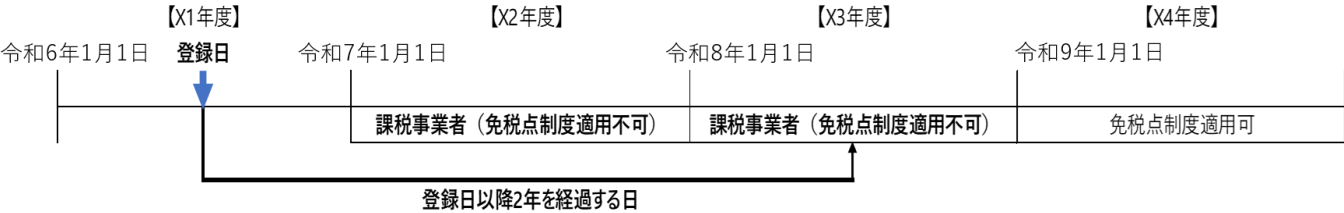
【例：3月決算法人】



2) 免税事業者が適格請求書発行事業者となった場合における事業者免税点制度の不適用

上記経過措置により免税事業者が登録日から適格請求書発行事業者となった場合（登録日の属する課税期間が令和5年10月1日を含む課税期間である場合を除く）には、登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度が適用されず課税事業者として申告納税義務が課されることとなる。

【例：12月決算法人】



2. 消費税法におけるペーパーレス化対応

(1) 消費税法で保存対象とされる帳簿書類

現行の消費税法では、仕入税額控除の要件として、「帳簿」及び「請求書等」の保存が求められている（1.(2)3）P.4 参照）。令和5年10月から施行されるインボイス制度導入後は前章で記述のとおり、買手としては仕入税額控除のために帳簿及び取引先から受領する適格請求書等の保存、売手としては適格請求書発行事業者として交付した適格請求書等の保存が必要である。

(2) インボイス制度に対応した帳簿書類のペーパーレス化

仕入税額控除の適用上、「帳簿」をペーパーレスで保存する場合は電子帳簿保存法（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律：以下令和 4 年 1 月 1 日に施行される電帳法条文に基づき記載）の要件に従って保存する必要がある。また、インボイス制度後も同様に電帳法の要件に基づき保存することが必要となる。令和 4 年度税制改正にて公表された宥恕措置の適用については (3)令和 4 年度税制改正による宥恕措置の影響を参照のこと。

仕入税額控除の要件となる「請求書等」をペーパーレスで保存する場合は、書面で受領した請求書等については電帳法の要件に従って保存する必要があると考えられ、「電子取引」によるデータのみ受領している場合には、現行消費税法上は、やむを得ない理由がある場合に該当し、帳簿の保存のみで仕入税額控除の要件を満たすことと整理されている（1.(2)3）P.5 参照）。インボイス制度後は、買手として取引先から受領する適格請求書等の保存、及び売手として適格請求書発行事業者として交付した適格請求書等のいずれも、消費税法上電磁的記録を保存ができる旨の明文化がされており（新消法 30 ⑦、57 の 4⑥）、ペーパーレスで保存する場合は電帳法の要件に基づき保存することになると考えられる。

令和 3 年度税制改正⁴により、電帳法適用のための要件が大幅に緩和され、従来は事前に所轄税務署長の承認が必要だったが改正により事前承認不要に、また、タイムスタンプの代わりに一定の要件を満たすシステムの採用も認められることとなった。なお、電帳法上では帳簿と取引書類の交付方法で満たすべき要件が変わってくるため、注意が必要である。以下、令和 3 年度税制改正後（令和 4 年 1 月 1 日施行）の要件を記載している。

保存対象	帳簿	書面で交付した 適格請求書の控えの 電磁的記録	書面で受領した 適格請求書等を スキャンした電磁的記録	電子的に授受した 適格請求書等
対応する 電帳法	電帳法 4 条 1 項	電帳法 4 条 2 項	電帳法 4 条 3 項	電帳規 4 条
電帳法対応 のための要件	真実性の確保 ・関係書類等の備付 可視性の確保 ・見読可能性 ・検索機能 当局への対応	真実性の確保 ・関係書類等の備付 可視性の確保 ・見読可能性 ・検索機能もしくは当局 への対応	真実性の確保 ・訂正・削除履歴 ・相互関連性 ・関係書類等の備付 可視性の確保 ・見読可能性 ・検索機能	真実性の確保 ・訂正・削除履歴 ・相互関連性 ・関係書類等の備付 可視性の確保 ・見読可能性 ・検索機能
インボイス制度 との関連	・帳簿のみで保存により仕入 税額控除が認められる場 合の帳簿記載事項が追加 （1.(2)3）P.4 参照）	・売手側に、取引先に交 付した請求書等の控えの 保存義務を新設 ・適格請求書等に記載要 件あり	・適格請求書等に記載要 件あり	・売手側に、取引先に交 付した請求書等の控えの 保存義務を新設 ・適格請求書等に記載要 件あり

1) 帳簿を保存する場合（電帳法 4 条 1 項）

帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、当該帳簿に係る電磁的記録の備付及び保存をもって帳簿の備付及び保存に代えることができる（新消法 58、新消令 50、同 71①②、電帳法 2 二、同 4①）。なお、当該帳簿は資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、正規の簿記の原則に従い整然とかつ明瞭に記載されている必要がある（電帳規 2①）。

- 真実性の確保（関係書類等の備付）：システム関係書類の操作説明書、事務処理マニュアル等関係書類等を、自己開発している場合はシステム概要書、開発関連書類（仕様書、設計書等）の備え付けを行うこと（電帳規 2②一）
- 可視性の確保（見読可能性）：電子計算機（パソコン等）やディスプレイ等の操作説明書を備え付け、電磁的記録がディスプレイ等に整然と明瞭な状態で速やかに出力できること（電帳規 2②二）
- 当局への対応：税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと（電帳規 2②三）

2) 適格請求書等をペーパーレスで保存する場合の対応事項

適格請求書等を交付する側（売手）か、提供を受ける側（買手）か、また、適格請求書等をどのように授受するかで対応すべき要件が異なるため、注意が必要である。

■ 自社が適格請求書等を交付する場合（売手側）

自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合、すなわち会計システムから適格請求書等を出力したり、表計算ソフトを用いて適格請求書等を作成する場合、①書面で交付し元データを電磁的記録で保存する場合と、②eメールやクラウド経由で電磁的記録のまま提供する場合があり、各々で満たすべき保存要件が異なる。

- 電子的に作成した適格請求書等を書面で交付し、適格請求書の控えを電磁的記録で保存する場合（電帳法4条2項）

自己が一貫して電子計算機を使用して作成し書面で交付した適格請求書の控えを電磁的記録により保存する場合には、電帳法上、自己が発行した取引書類の控えに関する保存の要件を充足する必要がある（新消法57の4⑥、Q&A問70）。
- ✧ 真実性の確保（関係書類等の備付）：システム関係書類の操作説明書、事務処理マニュアル等関係書類等を、自己開発している場合はシステム概要書、開発関連書類（仕様書、設計書等）の備え付けを行うこと（電帳規2②一）
- ✧ 可視性の確保（見読可能性）：電子計算機（パソコン等）やディスプレイ等の操作説明書を備え付け、電磁的記録がディスプレイ等に整然かつ明瞭な状態で速やかに出力できること（電帳規2②二）
- ✧ 可視性の確保（検索機能）：電磁的記録の記録事項が検索をすることができる機能（取引年月日その他の日付を検索の条件として設定すること及びその範囲を指定して条件を設定することができるものに限る。）を確保すること。当該要件を満たす場合、当局への対応は要件から除外される（電帳規2②③）
- 適格請求書等を電磁的記録（電子インボイス）で交付し、電磁的に保存する場合（電帳規4条）

自己が一貫して電子計算機を使用して適格請求書等を電磁的記録として作成し、eメールやクラウド等を用いてPDF等で交付し、電磁的記録のまま保存する場合は、電帳法の電子取引の保存要件を満たす必要がある（新消法57の4⑥、新消規26の8、Q&A問71）。
- ✧ 真実性の確保（訂正・削除履歴の確保）：以下いずれかの措置を行う必要がある（電帳規4①）
 - ① タイムスタンプを付与したあとに取引情報の授受を行うこと（電帳規4①一）
 - ② 取引情報の授受後、速やかにタイムスタンプを付すとともに保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにすること（電帳規4①二）
 - ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行うこと（電帳規4①三）
 - ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規定を定め、その規定に沿った運用を行うこと（電帳規4①四）
- ✧ 真実性の確保（関係書類等の備付）：電子計算機処理に関するシステムの概要を記載した書類の備付け及び保存（電帳規4①、同2②-イ）
- ✧ 可視性の確保（見読可能性）：電子計算機（パソコン等）やディスプレイ等の操作説明書を備え付け、電磁的記録がディスプレイ等に整然かつ明瞭な状態で速やかに出力できること（電帳規4①、同2②二）
- ✧ 可視性の確保（検索可能性）：
 - ① 記録項目（取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先）で検索可能なこと
 - ② 日付又は金額の範囲指定により検索可能なこと
 - ③ 2つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②及び③の要件充足は不要である⁵（電帳規4①、同2⑥六）

⁵ 保存義務者がその判定期間に係る基準期間における売上高が1,000万円以下である事業者である場合であって、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能の要件充足は不要である（電帳規4①かっこ書き）。

■ 自社が適格請求書等を受領する場合（買手側）

ペーパーレス化を進めデータとして保存する場合には、書面で受領しスキャンを行う場合と、電磁的記録で提供された電磁的記録をそのまま保存する場合に分類され、各々で満たすべき要件が異なる。

➤ 適格請求書等を書面で受領し、スキャンして保存する場合（電帳法 4 条 3 項）

令和 3 年度の税制改正により、解像度及び色調要件を満たすスキャナを使用して適格請求書等の記録事項を入力したことを確認することができる場合は、タイムスタンプ要件が不要となった（電帳規 2⑥二）。適格請求書等の記録事項の入力を行う者はまたその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておく必要がある（電規則 2⑥三）ほか、下記要件を満たす必要がある。

- ✧ 真実性の確保（訂正・削除履歴の確保）：適格請求書等の電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること、もしくは訂正又は削除を行うことができないこと（電帳規 2⑥二二）
- ✧ 真実性の確保（相互関連性）：保存対象である取引書類が、記帳されているどの取引に対応するものなのか、帳簿と書類の相互関連性を明らかにして保存すること（電帳規 2⑥四）
- ✧ 真実性の確保（書類等の備付け）：帳簿保存の場合と同様である（電帳規 2⑥七、同 2②一）
- ✧ 可視性の確保（見読可能性）：解像度が 200dpi 以上、赤、緑、青の諧調がそれぞれ 256 諧調（1677 万色）以上で読み取れるスキャナを使用する電子計算機処理システムであること。スキャナ読み取り時の情報として解像度及び会長に関する情報、書類の大きさに関する情報を保存すること。また、カラーディスプレイ及びカラープリンターに整然かつ明瞭な状態で速やかに拡大・縮小しての出力が可能であり、ディスプレイ等の説明書等を備え付けること（電帳規 2⑥二イ、同 2⑥二八、同 2⑥五）一部書類についてはグレースケールでの出力が認められている（電帳規 2⑦）
- ✧ 可視性の確保（検索可能性）：
 - ① 記録項目（取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先）で検索可能なこと
 - ② 日付又は金額の範囲指定により検索可能なこと
 - ③ 2 つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること（電帳規 2⑥六）税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②及び③の要件充足は不要である⁶（電帳規 2⑥）
- ✧ 入力方法：スキャンは書面で受領してから速やかに行う必要がある（電帳規 2⑥一）

➤ 適格請求書等を電磁的記録（電子インボイス）で受領し、電磁的に保存する場合（電帳規 4 条）

書面に出力せず、電磁的記録のまま保存する場合は、電帳法の電子取引の保存要件を満たす必要がある（新消法 30⑦⑨二、新消令 50①、新消規 15 の 5、Q&A 問 91）

電子取引の要件は前述の「適格請求書等を電磁的記録（電子インボイス）で交付し、電磁的に保存する場合」と同様である。

➤ 適格請求書等を電磁的記録（電子インボイス）で受領し、書面に出力し保存する場合

所得税法、法人税法では電子的に授受する取引書類を書面に出力して保存することは原則として認められていない（電帳法 7）が、インボイス制度導入後の新消費税法のもとでは電子インボイスを整然とした形式及び明瞭な状態で書面で出力し保存することが認められる（新消規 15 の 5②）。前述のとおり、「請求書等を電子的に受領すること」が、請求書等が交付されないやむを得ない理由に該当し帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる（1.(2)3）P.5 参照）とされる現行の取扱い、インボイス制度施行前までであるため注意が必要である。なお、電子インボイスの書面保存が認められるのはあくまで消費税法の規定であり、法人税法の保存義務を有する者は電帳法上の電子取引に該当するため、上記電子インボイスを電磁的に保存する場合に記載の電子取引の保存要件を満たす必要がある点留意が必要である。

取引を行うに当たり請求書等のやりとりを行わず、自己が発行した仕入明細書等や EDI 等で行うことも想定される⁷。このような場合、現行の法令下で証憑として保存している書類等が引き続き保存対象となり、イ

6 保存義務者がその判定期間に係る基準期間における売上高が 1,000 万円以下である事業者である場合であって、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能の要件充足は不要である（電帳規 4 ①かつ書き）。

7 自己が発行した仕入明細書等を相手方の確認を受けた上で仕入税額控除の証憑とし電磁的記録で保存する場合には、適格請求書等を電子的に授受した場合と同様の規定に従って保存する必要がある（Q&A 問 77、91）。また、EDI で取引を行い、月次で取引内容をまとめた形式での請求書を発行している場合、1 つの書類で適格請求書の記載事項全てを満たす必要はなく、書類と電磁的記録の関

ンボイス制度導入にあたり新たに記載が必要となる事項についても、これらの書類等に追記を行い、社内で定めた保存方法に従って書面のまま保存を行うか、電磁的記録として保存する場合は電帳法の要件を満たす形式で保存していくこととなる。

(3) 令和4年度税制改正による宥恕措置の影響

令和4年度税制改正による宥恕措置は、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引の取引情報に係る電子データの保存に関する当面の措置として、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間、その電子取引の取引情報に係る電子データを保存要件に従って保存をすることができなかったことについて、納税地等の所轄税務署長がやむを得ない事情があると認め、かつ、その保存義務者が税務調査等の際にその電子データの出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電子データの保存をすることができることとする経過措置である。

電子取引に係る電子データを電磁的記録のまま保存する場合には、電子帳簿保存法の保存要件を満たす必要があったが、宥恕措置によって保存要件を満たさなくても上述の措置を講ずることにより、電子データの出力書面の提示又は提出の求めができるのであれば、その電子データの保存をすることができることとされた。消費税法上では従来より電子帳簿保存法を導入した後であっても、インボイス制度導入後の新消費税法のもとでは電子インボイスを整然とした形式及び明瞭な状態で書面で出力し保存することが認められる（新消規15の5②）。したがって、消費税法に限って述べると、宥恕措置期間を経過したあとも電子取引に係る電子データを書面で出力し保存することが認められる。

よって、消費税は電子取引に係る電子データを書面で出力し保存する場合にあっては、従前から認められている措置であるため、宥恕措置の影響を受けないと考えられる。すなわち、消費税法上、インボイス制度導入後である令和5年10月1日以降に行われる電子取引を電磁的記録として保存する場合には、電帳法施行規則第4条1項各号の要件を満たす必要がある（宥恕措置にかかわらず電子帳簿保存法の要件を満たす対応が必要）ため、留意が必要である。

(4) デジタル庁が主導する電子インボイス（Peppol ペポル）について

デジタル庁は、官民連携のもと、グローバルな標準仕様である「Peppol（ペポル）」をベースとした「電子インボイス」（デジタルインボイス）の標準仕様の整備を行っており、2022年5月9日に日本向けの標準仕様をJP PINTと名称変更し、version 0.9.1をOpen Peppol（電子インボイスのグローバルな標準仕様であるPeppolを運営管理するベルギーの国際的非営利組織）のウェブサイト上で公開している。実際に企業が電子インボイスをどのように授受するかについては、売手と買手がそれぞれのアクセスポイントを介してPeppolネットワークに接続し、電子インボイスを授受することになる。したがって、Peppolネットワークに接続するために自らアクセスポイントプロバイダーとなるか、アクセスポイントとしてのサービスを提供する認定サービスプロバイダーと契約し、Peppolネットワークに接続することとなる。アクセスポイントプロバイダーとなるためには一定の手続きが必要となるため、一般的にはサービスプロバイダーと契約することが想定される。なお、日本における認定サービスプロバイダーは、デジタル庁のホームページにて公開されている。

現在公表されている請求書の様式については、デジタル庁によると、今後日本の商習慣等や消費税制度に対応するという観点から、仕入明細書（self-billing）等の整備も行っていく予定となっているようである。

なお、Peppolネットワークを介して授受するインボイスのフォーマットとしてJP PINTの開発が進められているが、全ての電子インボイスをこの標準仕様とする必要はなく、また、電子インボイスの提供自体は義務ではない点に留意が必要である。消費税の適格請求書等保存方式において、適格請求書発行事業者は課税事業者からの求めに応じ適格請求書を交付する必要（適格請求書の交付義務）があるが、交付される適格請求書が電子インボイスである必要はない。

3. おわりに

事業者においては、令和5年10月1日から施行されるインボイス制度に対応するために、交付する売上請求書の様式や免税事業者等からの課税取引の識別方法、これらに伴うシステムの影響等につき検討が進んできていることと思われる。ま

連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に識別できる方法で交付されていれば書類と電磁的記録の全体として適格請求書の記載事項を満たすこととなる。なお、EDI取引の内容を電磁的記録で保存する場合は電帳法の要件に従って当該記録を保存する必要がある（Q&A問63、78）。なお、EDI（Electronic Data Interchange）取引とは、異なる企業・組織間で商取引に関連するデータを、通信回線を介してコンピュータ間で交換する取引等をいう。

た、今般のリモートワークを基本とした中での業務効率化が実現できるオペレーションの仕組みを構築しておく必要もあるであろう。

また、新制度では、電磁的記録（いわゆる電子インボイス）での適格請求書の提供・保存も認められている。

現在、官民連携で電子インボイスの仕様標準化の取組みが進んでおり、実現すれば業務効率化、税務コンプライアンスの負担軽減等、電子インボイスを採用するメリットは大きいと考えられる。ペーパーレス化の動きが加速していく中で、電帳法に対応した業務フロー及びシステムの確立を行うことは必要不可欠となる。その一方で、保存する電子データに関連して改ざん等の不正が把握された際は、重加算税を 10%加重される（電帳法 8⑤）ものの、所轄税務署による事前承認制度は廃止されていることから新インボイス制度は納税者に自主的に適正な形でデータ保存を行うことを強く求めるものであるといえる。

新制度に向け検討を進める中で、電帳法改正による要件緩和のメリットを活かしコストの削減や事務負担を軽減できるようなオペレーションを構築することが望ましい。

インボイス制度のシステム・運用体制を構築する中で、コストの削減や業務効率化の観点から取引先へ交付する又は仕入先から受領する請求書を電子インボイス等電磁的記録へ移行することも有効と考える。

事業者におけるインボイス制度や電子帳簿保存法への対応は、通常業務のプラスアルファの業務となるため担当者の時間の確保が難しい等プロジェクトの進捗に問題が生じるケースも想定される。そのような場合には、問題点の整理等といった業務の一部を外部専門家にアウトソースする等の対策を講じプロジェクトを進めていくことも重要となろう。

デロイト トーマツでは消費税インボイス制度導入及び電子帳簿保存法改正の適用に向けた支援サービスを提供している。

（東京事務所 瀬瀬明美、野口えり子、佐川美幸）

※本文中、「新」は令和 5 年 10 月 1 日施行後の消費税法における条文である。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800（代）

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000（代）

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533（代）

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

消費税サービス <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/tax/solutions/int/japanese-consumption-tax.html>

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能な継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001